年 月 日消

乙第八拾壱号

明治 年 月 日

書記官

会計課

訴務課

第 号

ノ如ク仮ニ登録ヲ為シ又ハ登録ヲ抹消シ他ノ振替口座ノ同様ナル事業ニシテ大阪府民ヨリ支消係ル多クハ巨額ニシテ一時ニ之ヲ弁済スルヲ得スト雖モ何レモ信却同様アルモノニ付登録ヲ抹消シ又ハ登録ヲ御認可上ハ

長官某 書記官 三等属堀貞亨 調

乙第八拾弐号

記録課

管内郡区編制ノ義上申

昨明治十一年甲第二十二号伺済ノ上ニ據リ當使管内従前ノ大小区相廃シ更ニ郡区町村別紙ノ通編制候條此段上申候也

明治十二年七月廿八日 開拓長官黒田清隆

太政大臣三條實美殿

右御差図ニ依リ

此度上申ノ趣聞置候事

明治十二年七月三十一日 長官黒田清隆

太政大臣三條實美殿

上申ノ趣聞置候事

明治十二年七月三十一日 印

右御差図ニ依リ